五十九	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
			年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
			市町村長
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等
六十	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方公務員災害補償関係情報であって主務省令で定めるもの
			失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの
			厚生労働大臣
			地方公務員災害補償基金
六十一	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
			生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
			都道府県知事等
			市町村長
六十二	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
			労働者災害補償関係情報又は失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの
			厚生労働大臣
			医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
		母子及び寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
			生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
			都道府県知事等
			市町村長
六十三	都道府県知事		地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
			年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等
六十四	都道府県知事又は市町村長	母子及び寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
			生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの
			都道府県知事等
			市町村長

六十五	都道府県知事等	母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
			児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの
			厚生労働大臣
			雇用保険法による教育訓練給付金の支給に関する情報又は職業訓練受講給付金関係情報であって主務省令で定めるもの
六十六	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長
			地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等
			年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
六十七	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第九十七号附則第三十四号第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長
			地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
六十八	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等
			年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
六十九	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長
			原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
七十	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等
			生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
			市町村長
			地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
七十一	厚生労働大臣又は都道府県知事	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの